

鈴与ケアサービス株式会社 清水営業所

「指定訪問介護 運営規程」

(事業の目的)

第1条 鈴与ケアサービス株式会社が開設する指定訪問介護事業所「鈴与ケアサービス株式会社清水営業所」(以下「事業所」という)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行い、生活の質の向上を目指した在宅生活が出来るよう支援する。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、および地域との結びつきを重視し、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図りながら在宅生活を維持できるよう、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 鈴与ケアサービス株式会社 清水営業所

所在地 静岡市清水区相生町3-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所には、次の職員を置く。但し必要に応じて職員を増員又は臨時の職員を置くことができる。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業員と業務の管理を一元的に行うとともに、適切な訪問介護がおこなわれるよう必要な配慮をする。

- (2) サービス提供責任者 4名以上

介護福祉士の資格を有する者。

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 20名以上

介護福祉士・1級課程修了者・2級課程修了者・介護職員初任者研修修了者・実務者研修修了者の者。

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日とする。(12月31日～1月3日を除く。但し、相談に応じサービス提供することもある。)
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
(サービス提供時間は午前6時30分から午後8時30分までとする。)

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次の通りとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

○訪問介護の内容 : 身体介護・生活援助

- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
○1km当り50円とし、訪問介護を提供する場所までの往復の距離数にこの金額を乗じた額とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

静岡市清水区

ただし、両河内、蒲原、由比地域包括圏域を除く。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 訪問介護事業は、訪問介護員等の質的控除を図るための研修の機会を次の通りもうけるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 4 回 (最低回数)
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業所の管理者が立案し、鈴与ケアサービス株式会社代表取締役社長の決裁に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

- 1. 平成 13 年 9 月 1 日改定
- 2. 平成 15 年 12 月 1 日改定
- 3. 平成 16 年 9 月 1 日改定
- 4. 平成 19 年 5 月 1 日改定
- 5. 平成 19 年 10 月 1 日改定
- 6. 平成 22 年 2 月 1 日改定
- 7. 平成 23 年 6 月 6 日改定 事業所名並びに開設事業者名
- 8. 平成 23 年 12 月 13 日改定 第 4 条 職員員数
- 9. 平成 24 年 4 月 1 日改定 第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容
第 5 条 営業日及び営業時間

- 10. 平成 24 年 7 月 30 日改定 第 3 条 事業所の名称
- 11. 平成 27 年 11 月 1 日改定 第 6 条 訪問介護の内容及び利用料等
- 12. 平成 28 年 8 月 15 日改定 第 6 条 訪問介護の内容及び利用料等
第 8 条 通常の事業の実施地域
- 13. 令和元年 11 月 1 日改定 第 5 条 事業所の営業日及び営業時間
- 14. 令和 3 年 10 月 1 日改定 第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容
第 9 条 虐待防止のための措置に関する事項
新設、以降条数変更